

## 除染実施計画策定のための詳細モニタリング事業について

### 1. 事業の目的・概要

- 警戒区域、計画的避難区域内でモニタリングを行うことにより、同区域内の居住地を中心に、詳細な空間線量分布図を作成する。これによって、汚染状態を明らかにし、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画策定のための参考とする。
- 本事業は、内閣府から(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)への委託事業「福島第一原子力発電所事故に係る避難区域等における除染実証業務」の一環として行うもの。

### 2. 実施体制

環境省 : 指揮、監督

JAEA : 無人ヘリコプターによる測定実施、モニタリング結果取りまとめ  
東京電力株式会社※: 測定員、モニタリングカーによる測定実施

※ 同社は、環境省の要請に応じて詳細モニタリング事業に協力するものである。

### 3. スケジュール

10月 : 実施方法の検討、下見、等

11月 : 該当市町村への事前のご連絡、モニタリング調査(11月7日開始)

12月 : モニタリング調査(継続)、中間報告

1月 : モニタリング調査(継続)

2月 : モニタリング調査(継続)

3月 : 最終報告

### 4. 調査地点の選定および境界線確定の考え方

- 内閣府及び文部科学省から9月1日に公表されている広域モニタリング等のデータを参考に、2×2kmメッシュ毎に調査対象のエリアを検討・確定し、その中を原則として100mメッシュ毎に区切って空間線量分布を把握する。
- 100mメッシュ毎の空間線量分布については、上記の既存データをできるだけ活用するが、既存データがない地域については必要な範囲で補完モニタリング調査を実施する。

### 5. 補完モニタリング調査の測定方法

- 無人ヘリコプター、自動車、計測員による測定を併用する。

(例) 市街地・住宅地・郊外の道路上 → 自動車による走行モニタリング

学校・公園、道路のない田畑・里山等 → 無人ヘリコプター 又は 計測員

森林・山林 → 上記測定方法により、可能な範囲で測定